

戦前回帰の監視体制

土地規制法をただす

核井国俊

戦前の監視社会を復活させる恐れがある指摘される「土地規制法」をめぐる、識者2人がその危険性などについて論じる。

「土地規制法」が施行されると何が起きるかを、同法制定の経緯をたどる。

6月16日の沖縄タイムスと琉球新報は一面トップで「土地規制法成立」と報じた。他の紙面にも「戦前回帰の悪法」「県民の権利制限」「沖縄つづし・市民抗議」などの見出しが大きな字で並んでいる。本紙にはこのように大きく取り上げたものはない。いかに沖縄にとって重大な悪法が制定されたのかという地元メディアの認識を雄弁に物語っている。

強行採決されて成立した「土地規制法」は、先行する「特定秘密保護法」「共謀罪法」の2法と相まって、治安維持法が支配した戦前型の監視社会へと戻す悪法である。在日米軍基地の7割が集中する沖縄では、基地がもたらす諸問題に抗議する市民の声が絶えることがない。コロナや政権交代などの報道に目を奪われがちだが続いているが、沖縄の市民の言論の自由を封じようとする悪法が成立

したことを見逃してはならない。

米軍の廃棄看過

「土地規制法」が施行されると何が起きるかを、同法制定の経緯をたどる。

6月16日の沖縄タイムスと琉球新報は一面トップで「土地規制法成立」と報じた。他の紙面にも「戦前回帰の悪法」「県民の権利制限」「沖縄つづし・市民抗議」などの見出しが大きな字で並んでいる。本紙にはこのように大きく取り上げたものはない。いかに沖縄にとって重大な悪法が制定されたのかという地元メディアの認識を雄弁に物語っている。

防衛名目に沖縄弾圧狙う

宮城さん宅搜索「悪夢」の前触れ

定の前に示したのはチョウ類研究者の宮城秋乃さんであった。筆者は「沖縄環境ネットワーク」というNGOの活動を行っており、「沖縄環境ネットワーク通信」を通じて沖



4月7日、米軍北部訓練場のメインゲートに置かれた米軍廃棄物(宮城秋乃さんのブログより)



きょう・ふじつ 1943年生まれ。東京大学卒(工学博士)。WHO-JICAなどで途上国の環境問題に取り組み。20年以上にわたって青年海外協力隊の環境隊員の育成ネットワーク世話人。

縄が直面する環境問題について全国に向け発信している。6月末発行を予定していた「通信88号」では、7月にも沖縄・奄美がユネスコの世界自然遺産に登録される見込みだったことから、登録に先立ち、登録の是非について問い直す内容として計画していた。宮城さんは、米軍北部訓練場の返還地を歩いて自然観察を行う中で、大量の米軍廃棄物が遺棄されたままになっているのを発見し、汚染者たる米軍と返還後の浄化責任を有している防衛局のまともな対応を求め続けてきた。そこで宮城さんに世界自然遺産登録についてどう考えるか、寄稿をお願いしていた。

原稿締め切りは5月30日だった。しかし宮城さんは6月4日までの猶予を求めてきた。世界自然遺産登録の審査を担当する国際自然保護連合(IUCN)がその日に登録理由を説明した文書を公表するので、それを見てから書きたいとのことであった。その4日、筆者の携帯が鳴った。登録していない番号からの電話だった。宮城さんの友人だと言った女性は、宮城さんに頼まれ至急の電話をしてきたのだという。何事かと耳をすまして、宮城さん宅が4日前に10人の沖縄県警の捜査員によって家宅搜索され、パソコンなどが押収されたため、原稿の提出ができなくなったとの伝言を頼まれたとのことであった。「そこまでするのか」という思いと「やはり」という思いが相半ばした。米国防府と一体となって南西諸島の軍事要地を推進し進めようとしている日本政府にとって、物言ひ研究者の宮城さん

県警職務に疑問

電話をしてきた友人によると、汚染の責任をどうとしない米軍や不十分な浄化作業しか行わない防衛局、それに遺棄弾薬の満足な捜査を行わない県警に業を煮やした宮城さんは、回収した廃棄物を4月7日に東村高江にある北部訓練場のメインゲートに置き、米軍車両や重機用員の通行を妨害したとして威力業務妨害の疑いで県警に家宅搜索されたのである。

強制家宅搜索は6月6日付地元紙で大きく報道され、県民に衝撃を与えた。沖縄タイムスでは、沖縄弁護士会の加藤裕子弁護士(沖縄弁護士会元会長)は「宮城さんの行動は『威力』とはいえず、保護されるべき政治的表現の自由の『一』と述べており、また宮城さん自身は『これまであらゆる手段で返還地の廃棄物について訴えてきたが、米軍や政府は見向きもしなかった。背景も考慮せずに短絡的に威力業務妨害とされることは納得いかない。返還地内で火薬入りの弾薬などの廃棄物を見つけて通報した時には、県警は職務であるにもかかわらず回収しないが、市民の抗議活動は厳しく弾圧すること』と述べている。まさにその通りである。

表現の自由圧殺

「土地規制法」は、自衛隊基地・米軍基地・原発のまわりや国境離島などの土地の利用を規制する法律であり、メディアは「土地規制法」と略称しているが、その本質は市民・住民規制法である。沖縄は国境離島であり、国土面積の0.6%を占めるにすぎないのに在日米軍基地の70.6%がある。また2013年の「防衛大綱」による自衛隊の「南西シフト」により、琉球弧の島々では次々と自衛隊基地が拡充整備されている。本法の影響を第一に被るのは、間違いなく沖縄である。この法律の最大の問題は、表現の自由が圧殺されることである。自身に関するさまざまな情報を知らないうちに国によって収集され、どのように利用されるかが分からず、不当な人物判定がなされる恐れがある。思想信条の自由やプライバシーを侵害する治安立法の性格が極めて強い。土地や建物の所有者や利用者その他の関係者を対象とする情報収集の権限を国に与えているが、国会答弁において政府は、情報提供を命ずるだけで、

なく、住民の方から情報を寄せる窓口設置も検討していると述べている。国の情報収集に隣人が手を貸しているかもしれないという疑念が暗く、相互不信の念を抱かせる恐れが大である。それはつづいて「ユンタク」という言葉で「エイマル」という言葉に代表される沖縄の地域社会の横のつながりを維持し発展させていく上で大きな障害となる。戦中、軍によってスパイ監視の目的で住民が密告を強いられ、住民によるスパイ容疑者の制裁さえもたらした沖縄の悲劇を繰り返してはならない。

「土地規制法」という希代の悪法を廃止させるべく沖縄の市民と自治体議員有志でつくる「土地規制法の廃止を求める沖縄県民有志の会」が取り組みを始めた。宮城さんがその身をもつて明らかにされたヤンバルの自然の危機、そして日本の表現の自由の危機をしっかりと見つけ、克服していきたい。土地規制法をわかりやすく説明したマンガパンフレットを用いた学習会なども企画している。活動については同会のホームページをご覧ください。